



第一号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

2018年 1月 21日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

郵便番号 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

連絡先電話番号 担当者名 [Redacted]

- 千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- 千葉県議会公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。

| | |
|-------|--------|
| 意見の内容 | 別紙のとおり |
|-------|--------|

(FAX)



沖縄県東村高江周辺への千葉県警察機動隊の派遣について
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する意見書

<意見>

千葉県警察の沖縄県高江周辺への機動隊派遣については、県民の大きな関心事になっています。派遣の実態を明らかにするためにも、旅行命令簿などの不開示決定、一部不開示決定を見直すよう、千葉県情報公開推進会議からもはたらきかけていただくようお願いいたします。

<理由>

1. 千葉県警察の沖縄県東村高江周辺への機動隊派遣

2016年7月以降、警視庁など沖縄県外の都府県警察から機動隊が沖縄県東村高江周辺の米軍北部訓練場周辺に派遣され、その中に、千葉県警察の機動隊も含まれていました。米軍北部訓練場でヘリコプターの離着陸場（ヘリパッド）を建設していた沖縄県防衛局が沖縄県警察本部に警備を要請し、沖縄県公安委員会が千葉県を含む各都府県の公安委員会に援助要請を行い、千葉県公安委員会が派遣を決めました。

2. 現場での機動隊員による暴力的な排除

現場ではヘリパッドの建設に反対する市民らが、憲法21条で保障された表現の自由に基づき、非暴力の抗議行動を行っていました。これに対し、機動隊員が、抗議する市民を暴力的に排除する、地域住民の生活道路となっている県道を封鎖し、地域住民、県職員や弁護士、マスコミの立ち入りまで制限し、排除する、執拗にビデオ撮影を行うなどの行為を行ったことが明らかになっています。

3. 機動隊員の行為の違法性が裁判でも認められた

このような機動隊員の行為は、憲法で保障された人権を侵害するものです。ヘリパッドの建設について、沖縄県民の多数が反対していることは公知の事実です。一方的に建設事業者である沖縄県防衛局の側に立つやり方は、「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の下渉にわたる等その権限を乱用することがあつてはならない」とする警察法第二条2項の規定にも反するものです。

弁護上に対する附め置きとビデオ撮影については裁判で弁護士側が全面勝訴し、2018年1月16日に那覇地裁が下した判決は、警察の行為が違法であったと認めています。

4. 情報公開請求の趣旨

私たちは、千葉県民として、千葉県警察から派遣された機動隊員が、このような不当な行為に関与していたのか、派遣の判断が適正であったか、県費の支出が適正であったかを明らかにしたいと考え、派遣の経緯や判断、現場での活動実態、支出の実態について、千葉県情報公開条例に

に基づき、2017年 月 日付で、 より開示請求を行いました。

5. 開示結果はほとんどが不開示

請求の結果、 月 日に開示を受けましたが、そのほとんどが不開示であり、派遣の状況や決定の経緯、そして県費の支出に関する情報も開示されませんでした。不開示の理由として挙げられたのは、「これを公にすれば、警察の対処能力が明らかとなり、不法行為を敢行しようとする勢力がこれに応じた対抗措置を講ずることになるなど、今後の整備警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため」というものでした。これは、現地で抗議行動を行う市民を、一方的に犯罪者と決めつけるものであり、到底受け入れることはできません。

6. 旅行命令簿の全面不開示は不当

一例を挙げると、今回請求した中には、旅行命令簿が含まれます。この開示により、派遣において、県費が何にどのように使われたのかが明らかになることが期待されました。個人名等についてはマスキングをすれば済むことです。しかし、結果は全面不開示でした。通知書の写しを添付します。

同時期に開示請求が行われた熊本県への派遣については、旅行命令簿が全面開示されています。そのうち一部を添付しました。なぜ熊本県への派遣は全面開示で、沖縄県への派遣は全面不開示なのでしょう。全く理解できません。これが開示されたところで、警察の対処能力が明らかになるのでしょうか。不開示理由には、県費の支出については含まれていません。部分開示すら行わないというのはどういうことでしょうか。全面不開示は不当としか言いようがありません。

連絡先

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成30年4月25日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

私は、千葉県個人情報保護条例に基づく請求及びその請求に対する処分に対する審査請求を重ねてきた者である。

その活動をしてきたうちに、千葉県個人情報保護条例に基づく請求及びその請求に対する処分に対する審査請求に関する実施機関の対応にも、種々の苦情や意見を抱いているが、貴会議に対しては、千葉県個人情報保護条例に基づくものについては苦情申出や制度運営改善の意見も出すことができないとされてしまっている。

現在、千葉県情報公開条例及び千葉県議会情報公開条例に基づくものに限定されているのである。

しかし、送付すべき書類の著しい送付の遅れなど、情報公開に係る対応については、苦情として貴会議にて処理されてきたものの、千葉県個人情報保護条例に基づく同様の送付すべき書類の著しい送付の遅れなどについては、貴審議会の処理の対象にされていないことから、不適切な対応が数多く放置され、適切な救済が得られずにいる。たとえば、審第214号—1及び2の弁明書やその送付等についてである。

制度運営改善の意見についても同様である。

したがって、貴審議会の権限には、千葉県個人情報保護条例に基づくものについての苦情申出や制度運営改善の意見に対応することを追加すべきである。

このような改善をすることこそ、千葉県個人情報保護条例1条、3条の規定、同条例全体の精神、千葉県情報公開条例前文、1条、3条の規定、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条の規定、同条例全体の精神にも合致するものと言うべきである。以上

(郵送)



第50条 苦情の処理

第50条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

【趣旨】

実施機関が行う個人情報の取扱いに関する各種の苦情の申出があった場合における実施機関の責務について定めたものである。

苦情の申出は、自己の情報の取扱いに関する苦情、制度の運用に関する苦情等広く実施機関が行う個人情報の取扱い全般について行うことができるものであり、実施機関は、苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理すべき責務を負うものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第7

するとともに、当該開示請求者以外のものに対し、開示を実施する旨を個人情報の開示に係る通知書（規則第10号様式）により通知する。

(4) その他

個人情報の開示に係る通知書（規則第10号様式）の記載に当たっては、次の点に留意する。

- ア 本文中、二段書上段の「第26条第3項」を抹消する。
- イ 「開示される個人情報に含まれている 情報の内容」欄には、決定を受けて、開示する個人情報の内容を記載する。
- ウ 「開示決定に係る年月日等」欄には、当初の開示決定に係る年月日等と併せて、決定に係る年月日等を記載する。
- エ 「開示決定をした理由」欄には、開示決定を受けて、開示される理由を記載する。
- オ 教示部分を抹消する。

第7 知事が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理

1 苦情の受付場所

条例第50条の規定により実施機関が処理することとなる個人情報の取扱いに関する苦情は、担当課（所）又は総合窓口で受け付けるものとする。

(1) 担当課（所）で受け付けた場合

- ア 苦情の内容を十分に聴取し、苦情処理・苦情相談記録票（別記第6号様式）を作成する。
なお、必要に応じ、苦情申出者に資料の提出又は説明を求める。
- イ 苦情処理・苦情相談記録票を保管し、その写しを総合窓口へ送付する。

(2) 総合窓口で受け付けた場合

- 苦情の内容を十分に聴取し、苦情処理・苦情相談記録票を作成するとともに、苦情処理・苦情相談記録票を担当課（所）へ送付し、その写しを保管する。
なお、必要に応じ、苦情申出者に資料の提出又は説明を求める。

2 苦情申出に対する対応

- (1) 担当課（所）は、苦情申出があったときは、関係書類の確認、関係者への事情聴取等の方法により、苦情に係る個人情報の取扱いの事実関係を把握し、苦情申出者に対し、苦情相談に係る処理を文書で回答する等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- (2) 担当課（所）は、苦情申出に対する対応を苦情処理・苦情相談記録票に記録し、保存するとともに、その写しを総合窓口へ送付する。

第8 審議会への諮問等

1 審議会への諮問事項

知事から審議会へ諮問を要する事項は、次の通りである。

| 審議会への諮問事項 | 条例の該当条項 |
|------------------------------------|-----------|
| 収集を制限する個人情報についての諮問 | 第8条第2項 |
| 収集を制限する個人情報の収集についての諮問 | 第8条第2項第3号 |
| 本人収集の例外についての諮問 | 第8条第3項第6号 |
| 目的外利用・提供についての諮問 | 第10条第5号 |
| オンライン結合についての諮問 | 第11条第3項 |
| 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等への審査請求についての諮問 | 第47条第1項 |

別紙
第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成30年4月27日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先電話番号 [REDACTED]

担当者名
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項
 千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|--|
| 意見の内容 | <p>現在、郵送費用については、ゆうパックの場合、切手での納入が認められていない。</p> <p>しかし、ゆうパックは、郵便局において、切手で料金を支払うことができる。</p> <p>さらに、現金でゆうパックの料金を納入する場合、現金書留とせざるを得ず、切手で納入する場合と比較して手数料が高額とならざるを得ない。</p> <p>したがって、ゆうパックの場合でも切手により郵送費用を納付することを認めるべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p> |
|-------|--|



平成30年9月5日

〇〇株式会社 様

行政文書等の写し等の交付については、御希望により郵送で行いますので、下記の書類等を提出の上、写し等の交付費用を事前に納入してください。

折り返し、行政文書等の写し等及び領収証書を郵送いたします。

記

1 提出書類

・写し等の交付申請書(申請年月日、住所、氏名等をご記入ください。)

2 費用

| | | |
|-----------|--------------------|-----------|
| ・写し等の交付費用 | 40円 (CD-R: 1枚) | *切手での納入不可 |
| ・郵送費用 | 140円 (定形外: 100g以内) | |
| 費用合計 | 180円 | |

費用合計は、定額小為替(郵便為替)、又は現金書留により、納入をお願いします。
おつりが生じる場合は、切手でお返しします。

- ※ 定額小為替郵便為替・現金書留は、郵便局での手続きが必要となります。
詳しくは郵便局にお問い合わせください。
- ※ 定額小為替証書にある「指定受取人おなまえ」の欄は、無記名のままで御郵送ください。
- ※ 郵送費用のみ、現金・定額小為替郵便為替の代わりに切手での納入も可能ですが、ゆうパックやレターパック等の費用の場合は、切手での納入はできませんのでご注意ください。

【あて先・お問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県庁南庁舎1階

千葉県総務部審査情報課

相談調整班 和田

TEL 043-223-4629

平成30年10月31日

〇〇株式会社 様

行政文書等の写し等の交付については、御希望により郵送で行いますので、下記の書類等を提出の上、写し等の交付費用を事前に納入してください。
折り返し、行政文書等の写し等及び領収証書を郵送いたします。

記

1 提出書類

・写し等の交付申請書(申請年月日、住所、氏名等をご記入ください。)

2 費用

| | | |
|-----------|-------------------|-----------|
| ・写し等の交付費用 | 40円 (CD-R:1枚) | *切手での納入不可 |
| ・郵送費用 | 140円 (定形外:100g以内) | |
| 費用合計 | 180円 | |

費用合計は、定額小為替(郵便為替)、又は現金書留により、納入をお願いします。
おつりが生じる場合は、切手でお返しします。

- ※ 定額小為替郵便為替・現金書留は、郵便局での手続きが必要となります。
詳しくは郵便局にお問い合わせください。
- ※ 定額小為替証書にある「指定受取人おなまえ」の欄は、無記名のままで御郵送ください。
- ※ 郵送費用のみ、現金・定額小為替郵便為替の代わりに切手での納入も可能ですが、レターパックの費用の場合は、切手での納入はできませんのでご注意ください。

【あて先・お問い合わせ先】

〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号
千葉県庁南庁舎1階
千葉県総務部審査情報課
相談調整班 〇〇
TEL 043-223-4629

